

○ 釧路市大規模運動公園体育施設条例施行規則

平成 17 年 10 月 11 日

釧路市教育委員会規則第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、釧路市大規模運動公園体育施設条例（平成 17 年釧路市条例第 266 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開設期間等)

第 2 条 釧路市大規模運動公園体育施設（以下「体育施設」という。）の開設期間及び開場時間は、別表第 1 のとおりとする。ただし、釧路市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

(使用料の単位区分)

第 3 条 条例別表第 2 に規定する使用料の 1 日及び半日の単位の区分方法は、次のとおりとする。

(1) 1 日 午前 8 時から午後 5 時まで

(2) 半日

ア 午前 8 時から正午まで（釧路市民陸上競技場にあつては午前 9 時から午後 1 時まで）

イ 正午から午後 5 時まで（釧路市民陸上競技場にあつては午後 1 時から午後 5 時まで）

(使用の承認)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の承認を受けようとする者は、使用承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請は、体育施設の使用の 10 日前までに行わなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

3 体育施設の使用承認は、使用承認書の交付によりこれを行う。

4 体育施設のうち別表第2に掲げるものの使用に当たっては、前3項の規定にかかわらず、使用当日の使用券の購入及び交付をもってそれぞれ使用承認申請書の提出及び使用承認書の交付に代えることができる。

(使用承認書等の携帯)

第5条 前条の規定により使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、使用の際使用承認書又は使用券を携帯し、係員の要求があったときは直ちに提示しなければならない。

(備付物件の使用)

第6条 体育施設の備付物件を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

(入場の拒否)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒否することができる。

- (1) 他人に危害を及ぼすおそれがあると認められる物品を持ち込む者
- (2) 酒気を帯びた者又は感染性の疾病にかかっている者
- (3) 保護者の同伴しない未就学児
- (4) その他場内の秩序を乱すおそれがあると認められる者

(使用料の後納)

第8条 条例第5条第2項ただし書に規定する特別の理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 承認を受けた使用時間を超過して使用した場合における超過分の使用料を納入するとき。
- (2) 条例別表第2に規定する入場料有料の場合の使用料を納入するとき。
- (3) 官公署又は官公署の附属機関に属する団体に係る使用料を納入するとき。
- (4) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

(使用料の減免)

第9条 条例第5条第3項に規定する特別の理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 小学校、中学校又は義務教育学校が主催する学校行事に使用する
とき。
- (2) 中学校体育連盟又は高等学校体育連盟の各種競技大会に使用する
とき。
- (3) 市が主催する各種事業に使用するとき。
- (4) 前3号に準ずる事業、大会その他の行事に使用するとき。
- (5) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者が使用
するとき。
- (6) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

2 条例第5条第3項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を使用承認申請書に添えて教育委員会に提出しなければならない。ただし、前項第5号の規定に該当する者については、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、証明書、療育手帳、診断書等を入場の際提示することにより申請に代えることができる。

3 教育委員会は、使用料の減免を承認したときは、使用料減免承認書を交付するものとする。

（使用料の還付）

第10条 条例第6条ただし書により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を教育委員会に提出しなければならない。

（遵守事項）

第11条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において飲食若しくは喫煙をし、又は火気を使用
しないこと。
- (2) 許可を受けないで体育施設内で物品を販売しないこと。
- (3) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

(使用者の義務)

第12条 使用者は、教育委員会が必要と認めた場合、体育施設の秩序を保つため必要な整理員を置かなければならない。

2 使用者は、体育施設の管理のため係員が入場することを拒むことができない。

3 使用者は、その使用を終了したときは、係員の点検を受けなければならない。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の釧路市大規模運動公園体育施設条例施行規則（昭和58年釧路市教育委員会規則第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年6月18日教育委員会規則第19号）

この規則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則（平成24年12月20日教育委員会規則第11号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成29年5月30日教育委員会規則第9号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日教育委員会規則第5号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

施設名		開設期間	開場時間
釧路市民球場	球場	5月1日から10月10日まで	午前5時00分から午後7時00分まで
	屋内練習場	4月1日から翌年の3月31日まで（12月29日から翌年の1月3日までを除く。）	（1） 4月1日から4月30日まで及び10月11日から翌年の3月31日まで 午前10時00分から午後5時00分まで （2） 5月1日から10月10日まで 午前9時00分から午後7時00分まで
釧路市民球場附属球場		5月1日から10月10日まで	午前5時00分から午後9時00分まで
釧路市民テニスコート		4月15日から11月15日まで	午前5時00分から午後9時00分まで
釧路市民サッカー場		5月1日から10月10日まで	午前5時00分から午後7時00分まで
釧路市民陸上競技場	陸上競技場	4月1日から11月15日まで	午前9時00分から午後9時00分まで
	室内走路	4月1日から翌年の3月31日まで（12月29日から翌年の1月3日までを除く。）	（1） 4月1日から11月15日まで 午前9時00分から午後9時00分まで （2） 11月16日

			から翌年の3月31日まで ア 平日 午後1時00分から午後8時00分まで イ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 午前10時00分から午後4時00分まで
釧路市民陸上競技場附属競技場	5月1日から10月10日まで		午前5時00分から午後7時00分まで
釧路市民ゲートボール場	5月1日から10月31日まで		午前5時00分から午後7時00分まで
釧路市民ソフトボール場	5月1日から10月10日まで		午前5時00分から午後7時00分まで

別表第2（第4条関係）

釧路市民テニスコート
釧路市民陸上競技場（個人使用に限る。）